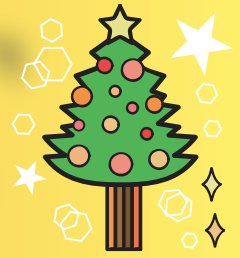


2021
12
December



CLIENT



No.354

弊法人からの連絡事項

- ・院長の確定申告スケジュール

P1・2

- Q & A～皆様からのご質問にお答えします～
- ・ダイレクト納付について

弊法人からの連絡事項

- ・配偶者等の確定申告

P5

P3

- Q & A～皆様からのご質問にお答えします～
- ・口コミサイトへの対応について

弊法人からの連絡事項

- ・事業再構築補助金 第4回公募始まる

P6

P4

弊法人からの連絡事項

- ・「電子帳簿保存法セミナー」のご案内
- ・日本クレアス税理士法人
医療事業部からのご挨拶

P7

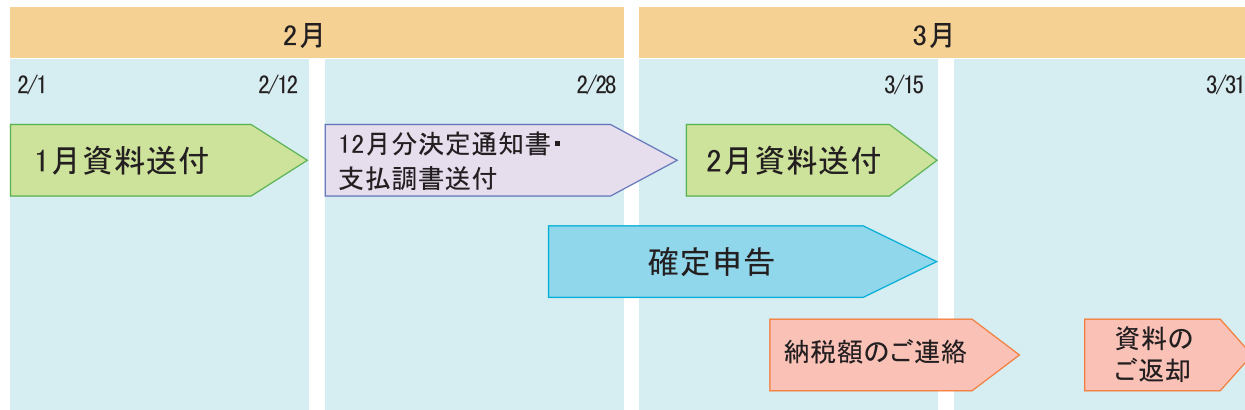
誠に勝手ながら、
弊法人は **12月29日（水）** から **1月4日（火）** を
年末年始休業期間とさせていただきます。
1月5日（水）からは、通常の営業となります。
期間中は、皆様にご迷惑をおかけしますが、
何卒了承の程よろしくお願い申し上げます。



院長の確定申告スケジュール

スケジュール

2021年度の確定申告(2022年3月15日(火)提出期限)までのスケジュールは下記のようになります。資料等をお送りいただくことが多くなりますが、ご対応くださいますようお願いいたします。



2021年所得税・消費税

項目	内容	期限等
確定申告	<p>※ 前年電子申告の場合は、用紙は送られてきませんので不要です。</p> <p>譲渡所得等がある方には、1月中旬に税務署より、確定申告の用紙が送られてくる場合があります。</p> <p>確定申告の用紙が入っている封筒ごと、中身の説明書等を捨てないで、そのまま弊社法人へお送りください。</p>	2月中旬
確定申告書への署名・押印	<p>確定申告は、原則として電子申告とさせていただきます。</p> <p>署名・押印は、弊法人の税理士電子証明書を使用するため省略となります。</p>	
申告納税額の連絡	<p>納税額の連絡は郵便等でお送りいたします。</p>	3月中旬
所得税の納付	<p>すべて自動振替納税でお願いしています。</p> <p>銀行預金からの自動振替納税日は、4月21日(木)です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 新規開業の場合は、別途ご連絡いたします。 ● やむを得ず現金納付を希望される場合には、納付額をご連絡いたします。現金納付の納付期限は、2022年3月15日(火)です。 ● 消費税の振替納税日は、4月26日(火)です。 ● クレジット納付の場合、利用代金の引き落とし日は、カード会社により異なります。 	

次頁へ

2021年所得税・消費税

項目	内 容	期 限 等
確定申告書の内容説明	3月23日(水)以前に、確定申告書の内容についてのご説明にお伺いすることはできませんので、ご了承ください。	3月下旬より
確定申告内容の訂正	<p>申告期限(2021年分は、2022年3月15日)前であれば、訂正ができますので、お気づきの点は、電話、FAX、Eメール等でお知らせください。</p> <p>①期限後であっても、誤りの訂正はできますので、必ずお知らせください。(期限後の訂正は原則としてペナルティが課されますが、その場合でも必ずご連絡をお願いします。)</p> <p>②申告の訂正には、税金が減額されるものと増額されるものがあります。いずれの場合でも、お気づきの点や疑問点はお知らせください。</p>	<p>随時</p> <p>減額の場合は 期限あり</p>
資料の返却	<p>確定申告書等は、3月24日～3月31日までに原則レターパックにて送らせていただきます。</p> <p>段ボールでの返却をご希望の場合は、確定申告連絡表の回答箇所に○をお願いいたします。</p> <p>※期日までお返事がない場合、段ボールでの返却はいたしかねますのでご注意ください</p>	3月下旬
確定申告の費用	<p>個人の医院</p> <p>①3月分の月次報酬と同時に、決算・確定申告料の一部13.2万円(税込・新規開業等一部の方を除く)を三菱UFJファクターで振替させていただきます。</p> <p>②上記①を控除した決算・確定申告手数料の残額を、4月分の月次報酬と同時に、三菱UFJファクターで振替させていただきます。</p> <p>配偶者・両親等の申告 → 費用は3ページ</p> <p>実費を負担していただき、三菱UFJファクターで振替させていただきます。</p> <p>法人の医院</p> <p>理事長等の確定申告書作成料については、法人の4月分の月次報酬と同時に、三菱UFJファクターで振替させていただきます。</p>	

※記載している情報は2021年11月1日現在のものです。

配偶者・両親等の確定申告に関する費用を一覧にしました。ご希望の場合は12月中にご連絡ください。ご不明の点は、担当者宛にお知らせください。

■ 申告までの流れ



■ 配偶者・両親等の確定申告に関する費用一覧

(税込)

	確定申告に関する費用	配偶者・生計を 一にしている親族	生計を一に していない親族
申告基本料		22,000円	33,000円
給与所得のみ ※ 住宅借入金等 特別控除	2ヵ所まで 3ヵ所以上1ヵ所増すごとに	5,500円 1,100円	8,800円 1,100円
	所得控除 寄附金1ヵ所ごとに	550円	550円
	医療費控除 領収書30枚以上は1枚ごと	2,200円 55円	2,200円 55円
	扶養・障害者控除	無料	無料
	社会保険料控除	無料	無料
	生命保険料控除	無料	無料
	地震保険料控除	無料	無料
	小規模共済控除	無料	無料
	雑損控除	別途有料	別途お見積り
	不動産所得等		別途有料
譲渡所得等		別途有料	別途お見積り

※ 住宅借入金等特別控除

初年度 11,000円
2年目以降 5,500円

配偶者・生計を 一にしている親族	院長の口座より振替
その他	直接請求によるお振込

院長が損失申告・その他申告状況により、専従者が還付申告をする場合

専従者の給与所得のみの場合 3,300円

『事業再構築補助金』第4回目の公募が始まっています。社会医療法人・個人事業主も対象で、通常枠では最大8,000万円の補助金が受け取ることができるため注目度が高い補助金です。

補助金の対象

対象は収益事業を行っている場合に限られていますので、医療法人などは対象外です。社会医療法人に関しても、収益事業を行う場合のみ対象となります。

※第1回の公募では、対象外の医療法人を誤採択したため、採択の取り消しが行われたという報道がありました（2021.11.4産経新聞）。

事業再構築補助金の概要

新分野展開等、事業の思い切った再構築に意欲がある中小企業を支援するのが「事業再構築補助金」です。以下を代表とする要件を満たした場合に補助を受けることができます。

1. 売上が減っている（※コロナ前後と比較して5%以上減少している等）
2. 新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編に取り組む
3. 認定経営革新等支援機関と事業計画を策定する

新規事業に係る経費のための補助金ですので、**エクス線やCTを購入して現在の事業に活用する、というのは要件の対象外**となります。



●スケジュール

第4回公募：2021年10月28日（木）～2021年12月21日（火）18時
第5回公募：2022年1月中に公募が開始される予定です。

医院・クリニックの採択例

中小企業庁が公表している採択例をご紹介します。

●歯科技工所新設と最新デジタル技工技術を活用した製作・販売

歯科診療所に歯科技工所機能を新設。模型を介さない歯科技工物の販売によって業績回復を図る。

●介護・がん緩和ケア付シェアハウス設立

コロナで売上低迷の「在宅診療クリニック」を閉院し、「介護・がん緩和ケア付シェアハウス」を設立。法人の事業再構築と全国的ながん緩和ケア病棟の不測という社会問題の解決を実現。

●クリニック内での点滴療法部門の設立

免疫力を高めることによる感染予防や健康増進、長寿を目的とした、高濃度ビタミンC点滴やオゾン療法、NMN点滴療法等を行う点滴療法部門を設立。

よくある質問

●採択される割合は？採択されるポイントとは？

第2回公募の採択率は44.8%と決して高くはありません。市場環境や製品・サービスの分析、事業化の課題やリスクとその解決方法の分析などをしっかり行い、計画の根拠を示すことが採択されるための大きなポイントです。

●認定支援機関に支払う報酬はどのくらい？

他社事例や稼働する専門化の工数から見ると、補助金申請額の5%～10%が妥当なラインだと考えています。

日本クレアス税理士法人グループは事業再構築補助金の認定支援機関であり、事業計画の策定を始めとした申請支援の実績が多数あります。事業再構築補助金の申請や事業計画書作成の支援に長けた経験豊富な専門家が丁寧に対応いたします。ご相談はまずは担当までご連絡ください。

Question

利用している銀行の窓口がコロナウイルス感染症の影響で予約制となり、以前と比べて納税が面倒になりました。

預金口座から直接納付できる「ダイレクト納付」という納税方法があると伺ったのですが、どのような方法でしょうか。

Answer

ダイレクト納付とは、e-Tax（国税電子申告・納税システム）及びeLTAX（地方税ポータルシステム）を利用して納税者ご自身の預貯金口座から、即時又は指定した期日に口座引落しにより税金等を電子納付する手続です。

以前よりあるペイジー等を利用して金融機関のWEBバンクから電子納付する方法よりも操作が楽です。

利用開始までの手続方法は以下の通りです。

利用開始までの手続方法

- 利用届出書を各関係機関へ提出します。

提出先 → 国 税：税務署

地方税：金融機関ごとの専用窓口



- 個人事業主がご自身で手続する場合のみ、国税はe-TaxからWEB申込で完了させることが可能です。
※申請画面でカードの暗証番号等の個人情報を入力する必要があります。そのため弊法人を経由しての申込は書面对応のみとしております。

- 利用開始は申し込みから1か月程度ですが、時間がかかる金融機関もあります。金融機関により利用可能時間や利用開始までの日数が異なりますので、予め国税庁のWebサイト等で確認してから手続を進めてください。

※ダイレクト納付の利用をご希望される場合は担当までお知らせください。申込書類をご用意いたします。

利用できる税目

国 税：源泉所得税、法人税及地方法人税、消費税及地方消費税、申告所得税、相続税、贈与税、延滞税など

地方税：法人都道府県民税、法人事業税、特別法人事業税、法人市町村民税、個人住民税

スタッフの給与から徴収した住民税の納付について

特別徴収の個人住民税については、画面で納付先市区町村、納付額、何月分という情報をご自身で入力してデータを作成する必要があります。

ダイレクト納付のメリット

- ◆金融機関窓口、ATMまで行く必要がない
- ◆インターネットバンキングの契約が不要
- ◆簡単な操作で納付手続が完了
- ◆口座引落日を指定して納付することが可能

弊法人で電子申告後、ご自身でダイレクト納付操作を行っていただく流れとなります。

別途有料となりますが、ダイレクト納付完了まで弊法人で対応する事も可能です。ご希望あればお知らせください。

問合せの多いeLTAXを利用した住民税（特別徴収）のダイレクト納付については具体的な操作方法等を次号でご紹介します。

Question

口コミサイトで医院・クリニックについて覚えのないクレームを書き込まれていました。削除してもらいたと思っていますが、どのような対処方法がありますか。

Answer

医院・クリニックのホームページ、SNSを使った広告が広がっていると同時に、患者様が医院・クリニックを知る手段としてWEB上で口コミ情報を参考にすることは増加しています。良い口コミは広告宣伝の手段として、増患対策の一環として利用することができますし、医院・クリニックを探す患者様にとっても、評判や情報を事前に手軽に得ることができるメリットがあります。



その反面、身に覚えのないクレームなどネガティブな口コミは不愉快な思いをするだけでなく、予約状況にも影響を及ぼす場合があります。悪質な口コミの内容によっては、相手を特定し損害賠償請求を通知することもできますが、その前の段階として主なサイトへの対処方法を2つご紹介いたします。

①サイトへ削除依頼をする

1. 口コミサイトへの削除依頼

サイトによっては細かな手続きは異なりますが、一般的にお問合せフォームから削除依頼を申請します。

ただし、手順を間違えると応じてもらえませんので、各サイトの手順のご確認が必要です。

POINT! 口コミ内容がどのような規約違反・権利侵害（名誉毀損・侮辱・プライバシー侵害）に該当するか明記する。

これを正確に指摘しないと削除に応じてもらえないので、どれに該当するか判断に迷われる場合は弁護士など専門家にご相談することをお勧めします。

内容によって削除されるとは限りませんので、ご留意下さい。

2. 仮処分を申し立てて削除依頼をする

サイトに削除依頼をしても応じてもらえない場合、裁判所に仮処分を申し立てることができます。

どんな口コミが自分のどんな権利を侵害しているのか、削除しなければどんな被害を受けるのか、証拠とともに提出する必要があります。申し立てから仮処分が出るまで1～2か月が目安です。ですが、日々の業務と並行して手続を行うことが困難な場合、弁護士に相談して進めることも検討できます。

②口コミ削除サービスを行っている専門業者に依頼する

先ほど取り上げた削除依頼にはかなりの時間と精神的な苦痛、また削除までの時間に口コミが助長する恐れもあります。

口コミが投稿されたサイトにもよりますが、専門業者に依頼する方法もあります。専門的にシステム上から対処するノウハウを有しており、契約期間中は対応に応じてもらえます。お困りの場合、弊法人でも専門業者をご紹介しますことができます。担当者までご連絡下さい。

日本クレアス税理士法人では、税務・会計・人事労務に関する最新情報をお伝えするセミナーを多数開催しています。Zoomウェビナーを使用したオンラインでの開催ですので、お気軽にご参加いただけます。

参加をご希望される場合はお気軽に担当までお知らせください。

【電子帳簿保存法セミナー】導入に向けた実務のポイント(参加無料/要予約)

2021年12月8日(水)・2022年1月20日(木)15:00-16:45 [オンライン or 来場]

改正電子帳簿保存法の施行が2022年1月と間近に迫っています。

「電子帳簿保存法セミナー」では、改正内容や実務における注意点を解説します。電子帳簿保存法の正しい理解にお役立ていただける内容です、ぜひご参加ください。



●概要：

改正では要件の緩和が行われており、一見適用しやすい環境になったと考えられがちですが、正しいデータが適切な形で保存されている状況を会社の責任で整える必要があります。**電子データで受け取った請求書等の保管について紙に印刷しての保存が認められなくなりました**ので、その留意点についてもご説明いたします。

●講師：株式会社コーポレート・アドバイザーズ・アカウンティング 公認会計士 マネージャー 古市 薫

日本クレアス税理士法人 医療事業部からのご挨拶

新しい年の足音が聞こえる時期になりました。税理士法人としましては、これからが確定申告の正念場であり、お客様の支援に一層の力が入るシーズンとなるため、一同は気持ちを新たにしております。

創業20周年目を迎えた当グループですが、20周年を記念したロゴには、当グループの経営理念である「Long Term Good Relation」に繋げる行動指標として「Challenge & Action」の文字を刻みました。お客様一人ひとりご要望に応えるため尽力し、自らも成長し続けていきたいと思っています。



今年は大変お世話になりました。来年も、引き続きどうぞ宜しくお願いいたします。

日本クレアス税理士法人 医療事業部

CLIENT 354 号

■発行日：2021年12月5日

■発行元：日本クレアス税理士法人 医療事業部

■URL：<https://ca-medical.jp>

■お問合わせ先：電話 03-3593-3237 FAX 03-3593-3245



▼東京本社▼

〒100-6033 東京都千代田区霞が関3丁目2番5号 霞が関ビルディング 33階

電話 (代表)：03-3593-3235 FAX：03-3593-3246

〈国内〉 東京 / 大阪 / 高崎 / 富山 / 千葉

日本クレアス税理士法人

日本クレアス社会保険労務士法人

株式会社コーポレート・アドバイザーズM&A

株式会社コーポレート・アドバイザーズ・アカウンティング

株式会社日本クレアス財産サポート

日本クレアス行政書士法人